

海賊版相談窓口（案）についての国際小委員会委員からの主な意見

1. 窓口設置にあたっての留意点

- 窓口で対応できる内容（情報提供、対策の提案、具体的対策の提案等）を明確にするべき。無料相談から法的アクションまで円滑に移行できる仕組みであるべき。
- 民間団体等が設置している既存の相談窓口との関係性を明確にし、既存のものとの有機的に連携し、相乗効果を生むよう工夫するべき。
- 国際的なネットワークへのアクセス、集団的な権利行使のきっかけを提供する等、国レベルのアクションにつながることを期待。
- 海賊版問題の国際的事案についての的確なアドバイスが可能な弁護士の確保が課題。
- オンラインを活用した相談方式の工夫が求められる。

2. 弁護士への相談以外にも持たせることが望ましい機能

- 民間の組織では難しい国の行政機関ならではの施策を含む、より高度な違法利用対策を期待（関係省庁や国家間ネットワークによる対応、海外の配信業者への権利行使にかかる指導助言、改正プロ責任に基づく発信者情報開示制度に係る指導助言や情報提供等）。
- 権利行使に至った場合に高額になる費用について、補助を受けられる制度も求められる。権利行使に必要な書類の翻訳や翻訳費用の支援も必要。
- 権利行使するためには、そのためのコストが概算できることが重要。

3. 相談対象者

- 団体、主に小規模の企業、個人クリエイターを対象にしてはどうか。対象者の線引きを明確にするのであれば、関係団体会員社に限定というのも一案である。
- 弁護士等の専門家からの相談への対応も求められる。

4. 相談内容

- 正規版の普及は海賊版対策のひとつの方策であるため、海外展開も含めた多角的な機能を持たせた方がよいのでは。
- ビジネスについてはそれぞれの負担で行うのが筋であり、当面は海賊版対策に限定した方がよいのでは。

5. その他

- 海賊版問題の根本的な解決策は、国民が海賊版を利用しないこと。そのための普及啓発が重要。

以上